

第6回 押水地区通学・PTA 部会 報告書

第6回 志雄地区通学・PTA 部会 (合同開催)

町教委への報告日：令和4年6月30日

開催日時	令和4年6月22日（水）午後7時30分～午後8時30分
開催場所	生涯学習センターさくらドーム21 2階 第一会議室
委員出欠 (押水地区)	押水第一小学校校長 基村 俊成 (部会長) 出席 押水第一小学校教頭 中川 知成 出席 押水第一小学校PTA副会長 長谷川 宏 欠席 宝達小学校PTA会長 松田 峰子 出席 宝達小学校PTA母親代表 川崎 陽子 出席 相見小学校教頭 久保 敦子 出席 相見小学校PTA副会長 安達 崇裕 出席 北大海第一保育所保護者会会長 田中 洸 欠席
委員出欠 (志雄地区)	樋川小学校校長 岩網 清美 (部会長) 出席 樋川小学校教頭 北 豊 出席 樋川小学校PTA会長 中村 喜枝 出席 樋川小学校PTA母親代表 島田 園実 出席 志雄小学校PTA副会長 豊田 知美 出席 南部保育所保護者会会長 杉中 俊介 出席
委員以外の出席者	学校教育課 担当課長 岡本 泰 学校教育課小学校統合準備室 主幹 中橋 理樹
会議要旨 (議題及び合意事項)	<p>【通学に関する確認事項】</p> <p>○押水地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス運行と児童送迎車の一方通行のルート確認 <p>○志雄地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷浪駅のバス運行（運行ルート・時間帯によつての混み具合・危険性）について状況を再確認する。 <p>○資料5については、統合後の通学路（赤線部分）の危険箇所の議論が必要。石川の学校安全や宝達志水町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全を確保するため。</p> <p>→どのような危険があり、どのような対策をとる必要があるか、次回開催までに各学校で協議しておく。その際、提案ルートについて意見を求める。</p> <p>【PTAに関する確認事項】</p> <p>○現町内5校の総会資料・規約を抜粋し、PTA規約の比較を行った。</p>
今後の課題 (次回の論点)	<p>○新規通学路の危険箇所の洗い出しと対策</p> <p>○今後規約をすりあわせていく際の項目の洗い出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような活動を残すのか？削減するのか？を検討。その際に、各校のPTA活動や年間計画（新型コロナウイルス感染症拡大による活動の縮小を行う以前のもの）を持ち寄る。
その他 (町教委への 伝達事項等)	<p>○新規通学路の危険箇所の確認を行えるように大型モニターを用意してほしい。</p>

報告者

樋川小学校 教頭 北 豊

第6回 小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 次第

日時：令和4年6月22日（水）

場所：宝達志水町生涯学習センター

- 1 部会長あいさつ
- 2 議 事
 - (1) 通学・PTA部会の所管事務について
 - ・通学に関する事
 - ・PTAの組織運営に関する事
 - (2) 令和3年度までの協議事項について
 - (3) 令和4年度の協議事項について
 - (4) その他

通学・PTA 部会の協議事項について

1 令和3年度までの協議事項

(1) 通学に関すること

- ① スクールバス運行ルート … 準備委員会資料
- ② バス停別の課題整理 … 【資料2】
- ③ 児童送迎車の一方通行（独自ルール） … 【資料3】
- ④ バス運行時刻のめやす … 【資料4】

2 令和4年度の協議事項

(1) 通学に関すること

- ① 通学路の設定
 - 新旧の通学路 … 【資料5】（非公開）
 - 石川の学校安全指針 … 【資料6】
 - 宝達志水町通学路交通安全プログラム … 【資料7】
- ② 危険箇所の洗い出し、改善方法の検討

(2) P T Aの組織運営に関すること

- 町内小学校の P T A 規約の比較 … 【資料8】

3 次回以降の協議予定

(1) 通学に関すること

- ① 通学路の設定
- ② 設定した通学路の危険箇所
- ③ 危険箇所に対する安全対策

(2) P T Aの組織運営に関すること

- ① P T Aを組織するかどうか
- ② すり合わせが必要な項目の洗い出し
- ③ 活動内容及び規約の決定

バス停別の課題整理（バスA・ハイエース）

バスA-① 走入 （走入 1人） 既設路線のため省略

バスA-② 向瀬 （向瀬 3人）

バスA-③ 志雄地区統合小学校（降車 ▼4人）

バスA-④ 敷浪駅 （敷浪 3人、敷波 2人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> • 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> • 駅の待合室がある 	<ul style="list-style-type: none"> • 問題ない

バスA-⑤ 荻谷会館 （荻谷1人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> • 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> • 会館の風除室がある 	<ul style="list-style-type: none"> • 問題ない

<ul style="list-style-type: none"> ・児童の多くが国道沿いにいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・荻市交差点付近にバス停を設置してはどうか ・おでん「しま」付近にバス停を設置してはどうか。 ・横断歩道を設置できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校まで近いのでバス停の設置は難しい ・荻島バス停に近く2箇所の設置は難しい ・国道であり、近くに横断歩道があるので、新設は難しい
<ul style="list-style-type: none"> ・道幅が狭く冬期の運行が不安 ・荻島バス停に統合できないか (運転手から) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に冬期は、バスの方が安全ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスA(マイクロ)からバスF(ハイエース等)に車両を変更


バスA-⑥ 志雄地区統合小学校(降車▼6人)

【資料3】 個別バス停の課題整理(バスB・中型)

バスB-①	所司原	(所司原 2人)	既設路線のため省略
バスB-②	下石	(下石 1人)	
バスB-③	新宮	(新宮 1人)	
バスB-④	散田	(散田 4人)	
バスB-⑤	統合小学校	(降車 ▼7人)	
バスB-⑥	二口	(二口 3人)	既設路線のため省略
バスB-⑦	杉野屋	(杉野屋 13人)	
バスB-⑧	菅原	(菅原 16人)	
バスB-⑨	統合小学校	(降車▼32人)	

バス停別の課題整理（バスC・中型）

バスC-① 南部育苗センター前（敷浪 19人、敷波 3人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> 既設のバス停がある 	<ul style="list-style-type: none"> 問題ない
<ul style="list-style-type: none"> 海風をまともに受ける。（区長） 	<ul style="list-style-type: none"> フェンス等の風雪対策をして欲しい。（区長） 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に実施

バスC-② 荻島（荻島 11人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> バス停建物がない 隣接するの広場（樋川小学校跡地）に盛り土してバス停建物を設置してはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 11/15 荻島区長 以前はグラウンドゴルフに使用していたが、今は使用しておらず、問題はない 道路管理者（国）と協議する。 →能登国道維持出張所 24条申請により設置可能

<ul style="list-style-type: none"> バスが停車する専用スペースがない 	<ul style="list-style-type: none"> 集落内にバス停を設置してはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 特に冬期は集落内のバス走行が困難であり、国道沿いの方が良い
--	--	---

バスC-③ 志雄地区統合小学校 (降車▼33人)

バスC-④ 柳瀬北 (柳瀬5人)

航空写真 (国土地理院)		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 付近にバス停がない 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店等の駐車場を利用させてもらえないか バス停を新設できないか 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の土地であり、付近の町有地にバス停を設置してはどうか
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> バス停建物を設置してはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 11/10 町財政課 特定の用途に使用する予定はなく、建物設置は可能
<ul style="list-style-type: none"> 冬期は出浜に抜ける道の通行が不安 (運転手から) 	<ul style="list-style-type: none"> 冬期の運行ルートを変えてはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 夏期・冬期とも同一のルートとする
<ul style="list-style-type: none"> バス停の名称を決める 	<ul style="list-style-type: none"> 「柳瀬」は会館付近の印象が強い、「柳瀬新町」はコミュニティバスのバス停があるため区別する 	<ul style="list-style-type: none"> 「柳瀬北」とする。
<ul style="list-style-type: none"> 出発時間を7時30分程度まで遅らせられないか。(区長) 	<ul style="list-style-type: none"> 柳瀬北から出浜に抜ける道を使用すれば少し早くなる。ただし、倒木が心配。(区長) 	<ul style="list-style-type: none"> 運行時間を短縮できる運行ルートを検討する。 →出発地点を「柳瀬北」から「南部育苗センター前」変更、運行距離や経由バス停を減らし、全体の運行時間を短縮。

バスC-⑤ 出浜 (出浜12人、敷波3人、柳瀬2人)

航空写真 (国土地理院)		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> 既設のバス停がある 	<ul style="list-style-type: none"> 問題ない

バスC-⑥ 白虎山公園 (柳瀬17人)

航空写真 (国土地理院)		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> 既設のバス停がある 	<ul style="list-style-type: none"> 問題ない
<ul style="list-style-type: none"> 中学生でさえ寒いと言っている。(区長) 	<ul style="list-style-type: none"> 小学生には、防風・防雪対策が必要 (区長) 	<ul style="list-style-type: none"> 南部育苗センター前バス停を先行して施工して実施検討

バスC-⑦ 志雄地区統合小学校 (降車▼39人)

バス停別の課題整理（バスD・マイクロ）

バスD-① 宝達葛会館前（宝達2人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> 会館の軒がある 	<ul style="list-style-type: none"> 問題ない

バスD-② 河原交差点（河原12人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> 会館に軒が有るが少し遠い 区の土地であり建物設置の場合は区と協議 	<ul style="list-style-type: none"> 区の意見を基に検討する。 →区の土地に建物を建てるのは問題ない。
<ul style="list-style-type: none"> 中型バスの運行 	<ul style="list-style-type: none"> 宝達川のトンネルは通行できないのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 中型バスで試走。天井までは余裕があり、通行可能
<ul style="list-style-type: none"> 宝達保育所前バス停と統合できるか 		<ul style="list-style-type: none"> バスの車輛変更に伴い、宝達保育所前バス停を門前会館に変更

<ul style="list-style-type: none"> 河原区のバス停について 	<ul style="list-style-type: none"> ネクサスを追加できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 運行時間を考慮し、河原区で1箇所（会館）とする。
---	---	--

バスD-③ 上田会館前 （上田9人、上田出1人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> 会館の軒がある 	<ul style="list-style-type: none"> 問題ない
<ul style="list-style-type: none"> 中型バスの運行 	<ul style="list-style-type: none"> 道幅が狭く、特に冬期は対向車とすれ違いできない。（運転手） 	<ul style="list-style-type: none"> 中型バス→マイクロバスに変更

バスD-④ 上田出 商店軒下 → 区有地 (上田出3人)

航空写真 (国土地理院)		現況写真
		
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> • 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> • バス停建物がない • 建物を建てるスペースがない • 商店の軒先を使用させてもらえないか 	<ul style="list-style-type: none"> • 商店に要確認
<ul style="list-style-type: none"> • 上田会館前と統合できるか 	<ul style="list-style-type: none"> • 道幅が狭いため歩くのは危険 	<ul style="list-style-type: none"> • バス停を維持
<ul style="list-style-type: none"> • ゴミステーションの土地にバス停を建設できないか。(事務局) 	<ul style="list-style-type: none"> • 区有地の駐車場であり、この土地の方が良い。道幅が狭いため、バスを乗り入れして欲しい。(区長) 	<ul style="list-style-type: none"> • 区有地にバス停を建てる。
<ul style="list-style-type: none"> • バスの乗り入れが可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> • マイクロバスの乗り入れが難しい場合、道路に停車するか、ハイエースで運行する。 	


バスD-⑤ 押水地区統合小学校 (降車▼27人)

バスD-⑥ 免田駅 → 免田集落センター (免田18人)

航空写真 (国土地理院)		現況写真
		
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> • 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> • 駅の待合室がある 	<ul style="list-style-type: none"> • 問題ない
<ul style="list-style-type: none"> • 送迎の車で一杯になる (区長) 	<ul style="list-style-type: none"> • 免田集落センターの方が良いのではないか (区長) 	<ul style="list-style-type: none"> • 免田集落センターをバス停とする。

バスD-⑦ 押水地区統合小学校 (降車▼18人)

○バス停のイメージ (白虎山公園前) 樋川小学校の西側

	<p>※令和3年12月のスクールバス区長説明会で、前面が全て開口しており、正面からの風を受けると寒いとの意見があり、一部の既設バス停と、新設のバス停に防風対策を実施することとしている。</p>
---	--

バス停別の課題整理（バスE・マイクロ）

バスE-① 東間（東間5人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> バス停建物がない 	<ul style="list-style-type: none"> 始発なので、出発時間までバスで待つ
<ul style="list-style-type: none"> 冬期、バス待機場所のすれ違いが不安。（区長） 	<ul style="list-style-type: none"> バス停車時にすれ違いできるスペースを確保するよう除雪を依頼する。 	

バスE-② 紺屋町（東野1人、紺屋町7人、正友2人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> バス停建物がない 建物を建てるスペースがない お寺の門を利用させてもらえないか 	<ul style="list-style-type: none"> 紺屋町区長、正友区長、東野区長、問題ない。 お寺に要依頼 → 了承。

(お寺から)

- 門の屋根に雪止めがなく、積雪時には、雪の塊が勢いよく落ちてくるため、積雪時には門に近づかないよう、毎年度継続して注意喚起して欲しい。
- 積雪時には、門の北側（正面から見て右側）のスペースを待機場所として利用して良い。

バスE-③ 御館会館前（御館8人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
• 安全に待てるか、屋根があるか	• 会館の軒がある	• 問題ない

バスE-④ 押水地区統合小学校（降車▼23人）

バスE-⑤ 喜多家前 (北川尻32人中21人)

航空写真 (国土地理院)		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> • バス停建物がない 	<ul style="list-style-type: none"> • 土地所有者を確認 	<ul style="list-style-type: none"> • 所有は町 (喜多家駐車場)
<ul style="list-style-type: none"> • 路線に融雪装置がない 	<ul style="list-style-type: none"> • 国道沿いのバス停から乗車する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 同左
<ul style="list-style-type: none"> • 国道沿いのバス停が狭い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 喜多家前へのバス停設置について再検討。 	
<ul style="list-style-type: none"> • バス停の名称を決める 		<ul style="list-style-type: none"> • 喜多家前とする。
<ul style="list-style-type: none"> • バス停の位置について 	<ul style="list-style-type: none"> • 自動販売機の横に設置、又は、町道を町有地側に拡張してバスの停車場所を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> • 自動販売機横に設置する。

バスE-⑦ 押水地区統合小学校 (降車▼21人)

バス停別の課題整理（バスF・ハイエース等）

バスF-① 門前会館（門前5人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
・安全に待てるか、 屋根があるか	・会館の軒がある	・問題ない

バスF-② 生鮮館ちゃれんじ前（上田1人）

航空写真（国土地理院）		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
・安全に待てるか、 屋根があるか	・店舗の軒がある	・問題ない

バスF-③ 押水地区統合小学校（降車▼6人）

バスE-④ 北川尻 (北川尻32人中11人)

航空写真 (国土地理院)		現況写真
		
課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバスのバス停の位置 (神社前) 	<ul style="list-style-type: none"> 冬期の運行が不安であり、国道沿いの方が良い (運転手) 	<ul style="list-style-type: none"> 地下道付近の停車スペースをバス停とする。
<ul style="list-style-type: none"> 安全に待てるか、屋根があるか 	<ul style="list-style-type: none"> バス停建物がない 地下道で待てないか 地下道を待機場所とするのは危険なため反対。(区長) 	<ul style="list-style-type: none"> 地下道内部は綺麗な状態でスペースもある。
<ul style="list-style-type: none"> 階段で待機するのは危険ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 建物が設置可能か 	<ul style="list-style-type: none"> 12/2羽咋土木事務所、町地域整備課 (地下道の躯体は県が管理、外壁塗装と電球は町が管理。土地の所有は国、管理は町。)
<ul style="list-style-type: none"> 植栽部分にバス停を作っても、32人も待機できない。(区長) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者にどのくらいの大きさの建物を設置できるか確認。 32人は明らかに難しく分散が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 喜多家前と2箇所分散

バスF-⑤ 押水地区統合小学校 (降車▼11人)

児童送迎車の一方通行（独自ルール）について

（令和3年度協議事項）

登下校バスは、図のように一方通行する。（赤矢印）
統合に伴い、送迎車が増えると考えられるため、事故防止のため、学校独自のルールとして、児童送迎車についても、バスと同様に一方通行とする。
また、防災多目的広場について、相見小学校の運用を引き続き、児童送迎車の乗降・待機場所とし、一方通行とする。（青矢印）



バス運行時刻のめやす

(条件等)

- ・既設の路線（Aの前半、B）は、現行の時刻表から転載し、新設の路線は、普通車で試走した。
- ・児童の乗降にかかる時間は考慮していない。統合小学校での降車時間を3分考慮した。（▽は降車人数）

バスA・ハイエース	人数 [人]	時間/累計 [分]	時刻
①走入	1	0 / 0	7:26
②向瀬	3	6 / 6	7:32
③志雄地区統合小学校	▽ 4	9 / 15	7:41
④敷浪駅	5	6 / 21	7:47
⑤荻谷会館	1	4 / 25	7:51
⑥志雄地区統合小学校	▽ 6	4 / 29	7:55

バスB・中型	人数 [人]	時間/累計 [分]	時刻
①所司原	2	0 / 0	7:15
②下石	1	5 / 5	7:20
③新宮	1	4 / 9	7:24
④散田（3か所）	4	4 / 13	7:28
⑤志雄地区統合小学校	▽ 10	5 / 18	7:33
⑥二口	3	8 / 26	7:41
⑦杉野屋	13	5 / 31	7:46
⑧菅原・子どもの家	16	2 / 33	7:48
⑨志雄地区統合小学校	▽ 32	7 / 40	7:55

バスC・中型	人数 [人]	時間/累計 [分]	時刻
①南部育苗センター前	22	0 / 0	7:27
②荻島	11	4 / 4	7:31
③志雄地区統合小	▽ 33	3+3 / 10	7:37
④柳瀬北	5	5 / 15	7:42
⑤出浜	17	4 / 19	7:46
⑥白虎山公園前	17	4 / 23	7:50
志雄地区統合小学校	▽ 39	5 / 28	7:55

バスD・マイクロ	人数 [人]	時間/累計 [分]	時刻
①宝達葛会館前	2	0 / 0	7:25
②河原交差点	12	4 / 4	7:29
③上田会館前	10	2 / 6	7:30
④上田出	3	1 / 7	7:31
⑤押水地区統合小学校	▽ 27	8+3 / 18	7:42
⑥免田集落センター	18	8 / 26	7:50
⑦押水地区統合小学校	▽ 18	5 / 31	7:55

バスE・マイクロ	人数 [人]	時間/累計 [分]	時刻
①東間	5	0 / 0	7:26
②紺屋町	10	2 / 2	7:28
③御館会館前	8	3 / 5	7:31
④押水地区統合小学校	▽ 23	7+3 / 15	7:41
⑤喜多家前	21	7 / 22	7:48
⑥押水地区統合小学校	▽ 21	7 / 29	7:55

バスF・ハイエース	人数 [人]	時間/累計 [分]	時刻
①門前会館	5	0 / 0	7:31
②生鮮館ちゃれんじ前	1	3 / 3	7:34
③押水地区統合小学校	▽ 6	4+3 / 10	7:41
④北川尻	11	9 / 19	7:50
⑤押水地区統合小学校	▽ 11	5 / 24	7:55

令和4年2月改訂

石川の学校安全指針

—かけがえのない子どもたちの命を守ろう—



石川県教育委員会

運動場・園庭等	<input type="checkbox"/> 地面の勾配 <input type="checkbox"/> 凹凸の状態 <input type="checkbox"/> 排水の状態、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去 など
遊具、体育等の固定施設、移動施設	【 固定施設 】 <input type="checkbox"/> 遊具、鉄棒、野球場等のバックネットなどの破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔などの塔の状態 【 移動施設 】 <input type="checkbox"/> サッカー、ハンドボールのゴール等の固定の状態、破損の有無等
運動用具倉庫 用具室	<input type="checkbox"/> 整理・整頓状況 <input type="checkbox"/> 施錠状況 <input type="checkbox"/> 用器具等の保管状態や取扱い <input type="checkbox"/> 児童生徒等の出入状況
プール	<input type="checkbox"/> 浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備が設置目的に合った機能を果たしているか <input type="checkbox"/> プールの中に危険物や異物混入はないか <input type="checkbox"/> 排水口、プールサイドが安全な状態に保たれているか
足洗い場	<input type="checkbox"/> 周囲の危険物の有無 <input type="checkbox"/> 排水の状態 <input type="checkbox"/> 周囲が滑りやすくなっていないか など

4 通学路の安全管理 参照 P65

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。

(1) 通学路の設定

通学路の設定とその安全確保に当たっては、教育委員会・学校、保護者等は、警察やボランティア等からの情報提供や実際に通学路の状況を把握して、次表のとおり交通事情等、誘拐や傷害などの犯罪被害防止、土砂崩れや河川の氾濫など防災の観点について考慮し、関係者等と議論するなどして、可能な限り安全な通学路を設定する。

交通事情等を考慮する	<input type="checkbox"/> できるだけ歩車道の区別がある <input type="checkbox"/> 区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる <input type="checkbox"/> 遮断機のない無人踏切を避ける <input type="checkbox"/> 見通しの悪い危険箇所がない <input type="checkbox"/> 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、または、警察官等の誘導が行われたりしている
誘拐や傷害などの犯罪被害等を考慮する	<input type="checkbox"/> 不審者に遭遇しやすい危険箇所（入りやすく見えにくい場所）を避ける <input type="checkbox"/> 落書き、散乱ゴミ、放置自転車など管理が行き届いていない場所や、地域の関心が薄い場所を避ける

(2) 通学路の安全確保

学校は、児童生徒等が充実した学校生活を送るためにも、保護者や警察、道路管理者等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、次表を参考に通学路の安全を確保することが重要である。

特に、通学路の交通安全を確保するためには、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者その他必要な者で構成される推進体制を確実に構築し、その下で地域ごとに策定された基本的方針(通学路交通安全プログラム)に基づく取組を実施することが重要である。

通学路の合同点検等の結果を踏まえ、学校においては、児童生徒等に対し、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにすること等が求められる。

<p>安全確保のための指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童生徒等一人一人の通学方法を把握し、危険な箇所については通学路の変更や安全確保のための指導を行う <input type="checkbox"/> 通学路の安全マップを作成し、要注意箇所や「子ども110番の家」等の緊急避難場所、緊急時の対処法の指導などを児童生徒等に周知する <input type="checkbox"/> 部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方を指導する <input type="checkbox"/> 集団登下校の方法や留意事項(道路事情、交通事情、規律ある行動等)について指導を行う <input type="checkbox"/> 安全教育を計画的に実施し、危険予測・回避能力を身に付けさせる
<p>家庭・地域・関係機関と連携した安全確保の対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護者や警察、道路管理者等の関係機関との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立し、定期的に通学路の合同点検を行う <input type="checkbox"/> 通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する <input type="checkbox"/> 場所や状況により交通規制を要請する <input type="checkbox"/> 特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する <input type="checkbox"/> 障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する <input type="checkbox"/> 保護者・関係機関等との連携を円滑に行い、地域全体で児童生徒等の登下校を見守る体制を整備する <input type="checkbox"/> 自然災害発生時には、臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更、保護者の同伴登下校、教職員の引率等を行い適切に対処する

(3) 通学的手段に応じた安全管理

通学手段（交通手段）に応じた安全管理では、次の事項に配慮する必要がある。

徒歩通学	<input type="checkbox"/> 悪天候時等の状況における安全確保の検討
自転車通学	<input type="checkbox"/> 通学における使用のきまりの遵守 <input type="checkbox"/> 自転車に関する道路交通法等の規則の遵守とマナーの徹底 <div style="text-align: right;">参照 P57~P61</div> <input type="checkbox"/> ヘルメット・雨具の着用（傘さし運転の禁止） <input type="checkbox"/> 車両点検、保険加入、防犯登録 <input type="checkbox"/> 駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和 <input type="checkbox"/> 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
バス・電車等による通学	<input type="checkbox"/> 乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動等の注意 <input type="checkbox"/> 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
二輪車・自動車による通学	<input type="checkbox"/> 通学における使用のきまりの遵守 <input type="checkbox"/> 車両点検、保険加入 <input type="checkbox"/> 駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和 <input type="checkbox"/> 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 ※歩行者等に対する加害事故を起こしやすいことに留意する。 <div style="text-align: right;">参照 P59</div>

(4) 地域全体で見守る体制の整備等

登下校時の、交通事故や災害、不審者等から児童生徒等の大切な生命を守り、安全を確保するためには、集団登下校や保護者の同伴等による安全な登下校方策の策定、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備等を進める必要がある。

そのため、学校と保護者、教育委員会、警察や道路管理者、自治体の安全安心まちづくり担当部局等の関係機関、地域の関係団体等との間で、登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力しつつ、学校周辺、通学路での安全を確保するなどの組織的な活動が必要である。

また、情報の収集・共有化を進めるため、迅速性・確実性に配慮し、学校、家庭、地域関係団体等が電子メール・SNS等を活用することや、ICT（情報通信技術）を活用した防犯の取組を検討すること等も登下校時の安全を確保するために有効である。

◆通学路安全点検表（例）

点 検 事 項		評 定
1	関係機関、保護者などとの協議によって選定(指定)されているか。	A B C
2	集団登校等、学校や地域の実態に応じた通学方法が選定されているか。	A B C
3	通学路の安全マップが作成されているか。	A B C
4	必要なスクールゾーンが検討・設置されているか。	A B C
5	必要な横断歩道や信号機・遮断機が設置されているか。	A B C
6	ガードレール・カーブミラーや標識などに破損等の不備はないか。	A B C
7	道路標示が薄れて見えにくくなっていないか。	A B C
8	橋梁の高欄の高さが十分か、また、隙間から落ちる危険性はないか。	A B C
9	側溝への転落の危険性や蓋の間に隙間・段差はないか。	A B C
10	歩行者用信号機の青時間の長さは短くないか。	A B C
11	児童等が安全に歩行できるように、車道と歩道の区別がされているか。	A B C
12	道路工事の箇所については、児童等の通学の安全が確保されているか。	A B C
13	横断歩道橋や通路の破損や不備はないか。	A B C
14	歩道上に危険物や放置自転車など通行の妨げとなるものはないか。	A B C
15	人通りが極端に少なく、寂しい箇所はないか。	A B C
16	地下道の照明の不備などがないか。	A B C
17	通学路上の「こども110番の家」など地域の安全確保の取組が周知されているか。	A B C
18	雑草や植樹が通行の支障や周りからの死角となっていないか。	A B C
19	不審者出没の情報が学校に入るシステムが構築されており、通報と同時に対応・点検する体制がとれているか。	A B C
20	通学地域別に、通学・防犯についての指導が定期的実施されているか。	A B C
21	登下校時の子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる日常的な防犯パトロール等の協力を得ているか。	A B C
22	学校行事等により登下校が不規則になる場合には、前もって保護者や地域住民等のボランティアに連絡するなどの対策を講じているか。	A B C
23	定期的に点検を実施したり、必要に応じて随時点検を実施しているか。	A B C
24	点検により、好ましくない状況が発見された場合は、教育委員会への連絡、関係機関への要請等を行い、通学路の環境整備を行っているか。	A B C

評定の基準 A：良好 B：校内で要検討 C：関係機関へ問い合わせまたは要望

(3) 緊急事態収束後の対応

緊急事態収束後の対応については、以下のとおりである。

	求められる対応	担当者(例)
1	被害にあった子ども並びに他の子ども、教職員の継続的な現況の把握をしているか	教頭
2	教育委員会への報告、支援要請をしているか	教頭
3	深刻な事故の場合に、心のケアを行っているか	養護教諭
4	加害者と保護者、学校が話し合いを行っているか	校長
5	事故報告書等を作成し教育委員会に提出したか	校長
6	災害共済給付の申請を行ったか	養護教諭

第3節 交通安全に関する評価

1 通学路の安全管理に関する評価

	評価の観点	評価の内容
1	通学路設定の評価	○通学路の設定と安全確保にあたり、教育委員会をはじめ、保護者や警察、道路管理者等の関係機関と連携した定期的な安全点検・整備はできているか ○交通手段の違いによる安全確保はできているか
2	通学方法の評価	○利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか
3	関係諸機関との連携	○地域ぐるみで通学路を見守りの体制はできているか ○保護者や地域を含めた交通安全指導を行っているか
4	事故発生時の対処と研修	○危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか ○全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
5	事故発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	○校内での救急・緊急連絡体制はできているか ○校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか

宝達志水町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年8月26日

平成28年9月13日一部追加

平成29年7月18日一部追加

平成30年8月10日一部追加

令和元年7月30日一部追加

令和2年7月30日一部追加

令和3年8月5日一部追加

宝達志水町通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「宝達志水町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「宝達志水町通学路安全対策協議会」を設置する。

羽咋警察署、石川県羽咋土木事務所、通学路安全対策アドバイザー、対象小中学校長、宝達志水町教育委員会、宝達志水町総務課危機管理室、宝達志水町地域整備課

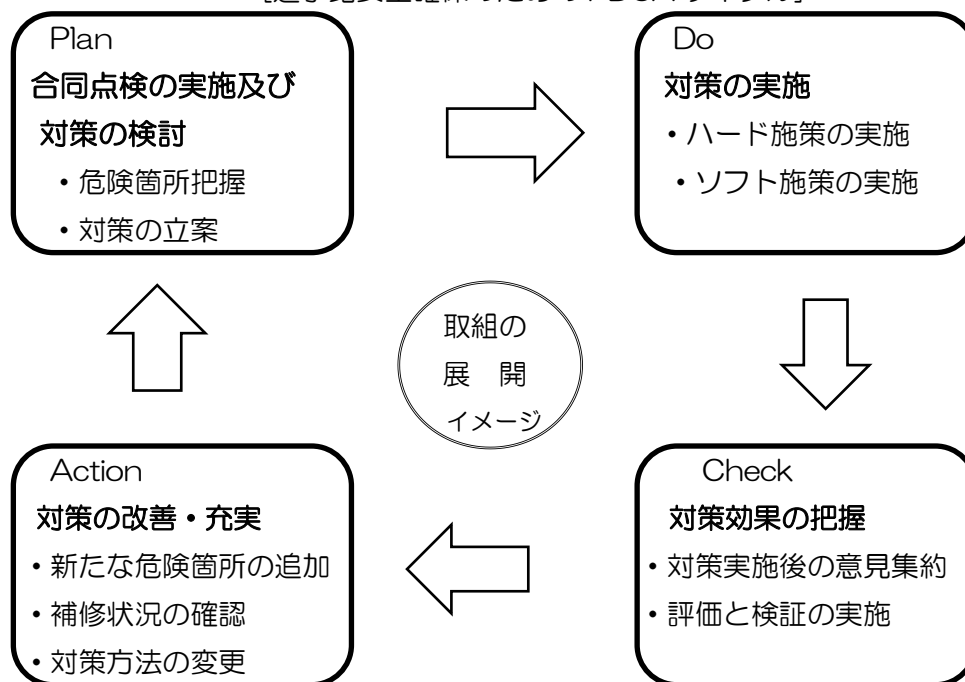
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の対策把握を行い、対策の改善・充実を図る。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

- ・ 町内の小中学校を3年に1回、合同点検を実施する。

② 合同点検の体制

- ・ 宝達志水町通学路安全対策協議会で合同点検を行う。小中学校の担当者は合同点検前に危険箇所等の調査を行い教育委員会に報告する。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制や交通安全教育等のソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になっているのかを確認するため、学校関係者の意見を集約し対策効果の把握を行う。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。

項目	押水第一小学校	宝達小学校	相見小学校	樋川小学校	志雄小学校
会員	①児童の父母，又はこれに代わる者 ②教職員 ③学校区に在住し、特に教育に関心を持ち、入会を希望する者	①児童の父母又は親権者 ②教職員	①児童の保護者 ②教職員	①児童の父母，又はそれに代わる人 ②校長・教頭・教職員 ③本会に賛同する人は希望により，総会の承認を得て，入会することができる。	①保護者またはこれにかわる人 ②教職員 ③本会の趣旨に賛同する人は希望により総会の承認を得て入会することができる。
役員	会長 1名 副会長 若干名 (内1名は母親代表を兼ねる。) 書記 2名 会計 2名 監事 2名 顧問 若干名	会長 1名(P) 副会長 若干名(含母代1) 書記 2名(P1・T1) 会計 2名(P1・T1)	会長 1名 副会長 3名 (内1名は母親代表 1名は母親副代表を兼ねる) 書記 2名(P1名・T1名) 会計 2名(P1名・T1名) 専門委員長 3名 専門副委員長 3名	会長 1名 副会長 2名 監事 3名 書記 2名(学校) 会計 2名(学校・父母) 地区委員長 6名 学年委員長 6名 専門委員長 3名	会長 1名 保護者 副会長 2名 保護者 監事 2名 保護者 書記 2名 保護者・教員各1 会計 2名 保護者・教員各1 母親代表1名 保護者
役員を選出	会長・副会長・書記・会計・監事は役員会にて選出し、総会の承認を受ける。	会長 副会長 監事は委員会に於いて選出し総会の承認を得る。書記 会計は会長がこれを委嘱する。	役員は、運営委員会において会員の中から選出し、総会で承認する。	役員選考委員会は、会長・副会長・会計・監事を選考する	役員選考委員会は会長・副会長・監事の候補者を2月末日までに選任選考する。
会長の選出	総会資料に記載なし。	総会資料に記載なし。	4年生の保護者が11月までに5年生の副会長を決める。 副会長は翌年(6年生)会長となる。	令和3年度までは地区から選出していたが、令和4年度からは学年から選出する。副会長は次年度の会長を務める。	6年生保護者(立候補がある場合は、この限りではない。)
役員任期	1年 再任可	1年 再任可	原則2年	1年(三役は2年) 再任可	1年 再任可
総会役員会以外の組織、会議	運営委員会、各専門部会	拡大役員会、地区委員会 学級委員会、委員会 専門部会	運営委員会、専門委員会(部会) 地域支部、学年PTA 運営委員会、検討委員会	企画委員会、成人教育委員会 生活指導委員会、保健委員会 学年委員会、役員選考委員会	生活指導委員会、成人教育委員会 保健委員会、広報委員会 学年委員会、役員選考委員会 執行部会、拡大役員会
PTA会費	3,000円	2,400円	3,600円	子供1人の会員は3,000円 子供2人以上の会員は4,500円	2,500円(会員・教職員分) 200円(児童分)
会費の決定方法	会費の金額及び徴収方法は役員会にて決定する。	会費の額は毎年度始めの総会において決める。	本会費は、年額3,600円とし、分納することができる。(細則で規定。運営委員会が決定)	会費は保護者より徴収し、その拠出法は総会で決定する。	保護者世帯を単位とし、その金額及び徴収方法は総会で決定する。

項目	押水第一小学校	宝達小学校	相見小学校	樋川小学校	志雄小学校
慶弔規定	・押水第一小学校職員の慶弔規定に準ずる。（総会資料に記載なし。）	総会資料に記載なし。	・会員 死亡 1万 14日以上入院 5千 ・児童 死亡 1万 14日以上入院 5千 会葬について記載なし	・会員 死亡 1万 会葬（会長、副会長、校長） ・児童 死亡 1万 会葬（会長、副会長、校長、学級担任、学級児童） 15日以上入院 3千 ・職員 死亡 1万 会葬（会長、副会長、校長、児童代表） 15日以上入院 3千 転退職 5千 ・児童、職員が死亡の場合は、児童発議により児童1人100円の香料を送ることができる。	・保護者 死亡 1万 ・児童 死亡 1万 〃 2週間以上入院 3千 ・教職員 死亡 1万 ・教職員の配偶者 死亡 1万 ・教職員の両親 死亡 5千 ・教職員の子 死亡 5千 ・死亡の場合は全て会長が会葬する。 県外在住の親の場合は協議する。
保険	記載なし	記載なし	記載なし	日本スポーツ振興センター 460円 石川県PTA安全会 120円 石川県PTA連合会小中学生総合保障制度 2,000円~15,000円（任意）	記載なし